

# メディアと子ども (2)

友安 弘

## MEDIA AND CHILDREN (2)

Hiroshi Tomoyasu

### Abstract

This paper is sequel to “MEDIA AND CHILDREN (1)” in Information and Communication Studies of The Faculty of Information and Communication, Bunkyo University, Vol. 33 (2005.7). In MEDIA AND CHILDREN (1), the publication of information concerning the identity of a juvenile offender, in newspapers, magazines and television programs in the United States of America, England, and France is examined with some examples. This time, in MEDIA AND CHILDREN (2), two cases concerning juvenile delinquency in Japan and six judicial precedents including the Supreme Court for the publication of a real name or an assumed name of juvenile offenders in two magazines are examined.

### はじめに

当論文は、2005（平成 17）年、「情報研究」第 33 号に掲載した、「メディアと子ども（1）」の続編である。そこで、まず序文として、「メディアと子ども（1）」について簡単に振り返って見る。

一連の論文を通じて、メディアと子どもの関係について、総合的にアプローチすることが意図されている。マス・コミュニケーションやメディアの子どもへの影響はどのようなものかという観点を持ちつつ、同時に、メディアと子どもがかかわる法制上の諸問題をも対象として検討を進めていくことを試みている。この両者は、一般に別の領域の研究対象となっているが、効果研究という多数の者を調査対象とする統計的な分析だけではなく、個々の犯罪を具体的に検討していくという方法が、問題の本質に深くかかわることができるという判断に基づいている。近年、学校を舞台とする「いじめ」や少年・少女による暴力事件がしばしば起こっているが、このような青少年による犯罪にかかわる多くの事柄の分析をも含めて、影響の問題を考えていくことが必要であると思われる。犯罪に関係した個々の青少年のメディア行動を知ることは、統計的調査では得ることのできない重要な知見を与えてくれる。また、少年犯罪やいじめを、テレビの娯楽的なニュース番組が、真剣さを演出しながら面白おかしく表現して視聴者の興味を引き付けていくことは、メディアの長期的な影響を考えると、見過ごせない事柄である。

そこで、「メディアと子ども（1）」においては、まず、平成 14（2002）年 3 月にアメリカ合衆国の「サイエンス誌（Science）」に発表された、ジェフリー・ジョンソン（Jeffrey G. Johnson）ら（コロンビア大学とニューヨーク州精神医学研究所の研究者）による「青少年期と成人期のテレビ視聴と攻撃的行動（Television Viewing and Aggressive Behavior, During Adolescence and Adulthood）」という論文を取り上げ、青少年期と成人期初期のテレビ接触と、その後の攻撃性の関連についての長期

的な研究を概観した。

この17年間にわたる研究では、青少年期と成人期初期におけるテレビ視聴に費やした時間量と、その後の他者に対する攻撃的行動との間に有意な関連があることが示されていた。

テレビの子どもへの影響に関する研究は、テレビの暴力的番組（ニュース番組を含めて）が、視聴した子どもの暴力的な行動を引き起こしやすいか否かをテーマとすることが多いが、むしろ広告や娯楽的な番組（バラエティーや娯楽的なニュース番組）が、子どもの心や教養にいかなる影響を及ぼすのか、そしてそれがどのように犯罪などにかかわっているかということの方が重要であると思われる。

「メディアと子ども (1)」では、次に法制上の問題として、メディアにおける少年犯罪報道で、少年の実名・肖像を公表されたケースを取り上げた。これは、今回の論文「メディアと子ども (2)」の前提をなしている。

日本で、プレス（報道）の自由を明確に制限した条文を持つ少年法第61条とかわる問題であり、プレス（報道）の自由を考察する上でも数少ない重要なテーマである。

「メディアと子ども (1)」では、「堺市通り魔連続殺人損害賠償請求事件」と「大阪・木曾川・長良川連続殺人損害賠償請求事件」とを論ずる（これが当論文のテーマである）前に、幾つかの国（主にイギリスとアメリカ合衆国とフランス）において、少年犯罪者の実名と肖像写真が公表された実例を示した。日本の判例を検討するために参考となるだけでなく、より深い適切な分析が可能となると思われる。

アメリカ合衆国、イギリス、フランスは、皆それぞれの国の特性を示していて、その法制度は異なっている。そこで、アメリカ合衆国とフランスのように対照的な法制度を持つ国を示しておいた。

イギリスのタイムズ紙（The Times）の例は、平成9（1997）年のものである。平成4（1992）年の2歳児殺人事件（2人の10歳の子どもが殺人事件を起こす）以後、メディアによる公表が認められるようになってきた頃のものである。数例を挙げたが、法的に許されれば、躊躇せず堂々と実行するというその報道姿勢に、日本とは異質なものを感じずにはいられない。平成9（1997）年4月26日の2人の少年の写真と、平成11（1999）年11月5日の2人の少年の写真は、被害者の写真より数倍大きなものである。

これは、アメリカ合衆国の実態とも似ている。イギリスとは異なりアメリカ合衆国では、少年による銃を使った殺人事件が、繰り返し問題となっている。

平成10（1998）年4月号の「U.S. ニュース & ワールド・レポート誌（U.S. News & World Report）」には、銃を抱えたあどけない子どもの写真が、1ページ全面に掲載されている。

フランスでは、非行少年に関する昭和20（1945）年2月2日のオールドナンスで、少年犯罪者の素性や人となり、文書や図・写真によって公表することが禁じられている。少年裁判所の審理の記録を公表することは禁じられ、判決は公判廷で少年（未成年は18歳未満）の出席のもとになされるが、少年の氏名はイニシャルでも公表することは許されない。

しかし、実際上、この法律は厳格に適用されず、理想的なものと考えられて、ジャーナリストはファーストネームやイニシャルを使って公表してきている。このことは、日本の少年法第61条を検討する際に、参考になるであろう。

また同様に、イギリスのように、裁判所が特定の犯罪少年のみ、実名報道と肖像写真の公表を許すという方法も、考慮されてよいであろう。

平成10（1998）年に、アメリカ合衆国、アーカンソー（Arkansas）州のジョーンズボロー（Jonesboro）

で、2人の少年によって引き起こされた銃撃事件の際、実名報道をしたニューヨーク・タイムズ紙 (the New York Times) の編集長は、実名報道するかについて、約5分間の検討で済んだと述べている。「多くの人々が事件を目撃しており、地域ではだれもが、容疑者がだれであるかを知っている。容疑者のバックグラウンドを知ることは事件を理解する重要な手がかりになる」と語っており、犯罪者の実名、肖像を含む人格全体の認知が事件の理解に有用であるとの指摘がなされている。[1]

また、実名報道が問題にされるときには、必ずと言ってよいほど「更生」のことが話題となるが、全米情報公開委員会 (FOIC) の委員長でもある、インディアナポリス・スター & ニュース紙の記者のカイル・ニーダプレウムは、「歴史的にも長い間、少年犯罪者の顔写真や名前を公表しないことが更生に役立つと信じられてきた。でもそれを証明する科学的な根拠 (データ) は、私の知る限り存在しない。同時に実名報道が彼らの更生の機会を奪っているとの根拠も存在しない」、また大人の犯罪者の場合、「実名報道されても更生している人はたくさんいる」と述べている点も、「更生」について検討する時に考慮する価値があると思われる。[2]

以上の点を再確認した上で、次に、日本の実名報道と関係する2つの損害賠償請求事件を検討していこう。

## [注]

[1] 「メディアと子ども (1)」、情報研究、第33号、353頁

[2] 同上、346頁

## 第1章 「堺市通り魔殺人損害賠償請求事件」と「大阪・木曾川・長良川連続殺人損害賠償請求事件」

### 第1節 「堺市通り魔殺人損害賠償請求事件」

#### 1. 「堺市通り魔殺人事件」の概要

初めに、実名報道、肖像写真などの掲載の対象となった事件について、判決文をもとに整理する。事件を引き起こした少年の特性、犯罪の実際の姿を明確に把握しておくことが、報道のされ方の適確性を判断する際に最も問題とされるべき事柄であろう。従って、できるだけ犯罪の実態が明らかになるように、以下詳細に記述していく。また、どのような判決が出され、その後どうなったか簡単に触れておく。

「本件は、平成10年1月8日早朝、当時19歳の少年であった被控訴人が、大阪堺市内において、シンナー吸引中幻覚に支配された状態で自宅から文化包丁を持ち出し、登校途中の女子高校生を刺して重症を負わせた後、幼稚園の送迎バスを待っていた母子らを襲い、逃げまどい転倒した5歳の幼女に馬乗りになって背中を突き刺して殺害し、さらに娘を守ろうとして蔽いかぶさった母親の背中にも包丁を突き立てて重症を負わせた」[1]事件で、19歳の少年が現行犯逮捕され、同年3月5日殺人罪などで起訴された。平成12(2000)年2月24日、大阪地方裁判所堺支部は犯行当時の精神状態を心神耗弱と判断して、懲役18年の刑を宣告した。被告は、控訴、上告したが、いずれも棄却されている。

## 2. 「堺市通り魔殺人損害賠償請求事件」の概要

### a 事件の概要

本件が、前記「堺市通り魔殺人事件」の報道において、殺人を実行した少年の実名が使用され、損害賠償が請求された事件で、この論文のテーマに直接かかわっている。

この損害賠償請求事件は、堺市通り魔殺人事件の被告人が、月刊誌に実名と肖像写真を掲載され、プライバシー権、氏名肖像権、名誉権、及び少年法第 61 条による「実名で報道されない権利」を侵害されたとして、月刊誌を発行する会社、月刊誌の編集長、記事の執筆者に、不法行為による損害賠償と謝罪広告とを求めた事件である。

掲載された月刊誌は「新潮 45」で、発行元は株式会社新潮社である。「新潮 45」の編集長は石井 昂で、この雑誌の発行者でもある。執筆者は、ノンフィクション作家高山文彦であり、実名などが含まれた「ルポルタージュ『幼稚園児』虐殺犯人の起臥」は、平成 10 (1998) 年の「新潮 45」の 3 月号に掲載された。[2]

次に、大阪地方裁判所と大阪高等裁判所の判決の概略を記し、これら 2 つの判決の後の経過について、簡略に示す。

大阪地方裁判所 平成 11 年 6 月 9 日判決は、「新潮 45」に掲載された記事は、「原告の有する、犯罪行為を犯したこと等につき実名及び顔写真を使用して公表されないことについての法的保護に値する利益を上廻る公益上の特段の必要性があったとも、公益を図る目的の下で必要かつ相当な手段・方法において行われたものとも認めることができない」[3]として、損害賠償責任を負うものとした。他方、謝罪広告については、「原告の名誉を保護するのに適当であるとは言い難い」として要求を斥けた。[4]

平成 12 年 2 月 29 日の大阪高等裁判所判決は、「少年法 61 条に違反した記事が報道されたとしても、そのことから直ちにその報道の対象となった当該少年個人について損害賠償請求権が認められるものではなく、表現の自由とプライバシー権等の侵害との調整において、表現行為が社会の正当な関心事であり、かつその表現内容・方法が不当なものでない場合には、その表現行為は違法性を欠き、違法なプライバシー権等の侵害とはならないというべきで」[5]あり、本件記事の場合、プライバシー権等の侵害には当たらないとして、原告の請求を認容した大阪地方裁判所の判決を取り消し、「新潮 45」の発行元等の損害賠償責任を否定している。

上告されるが、その後上告は取り下げられ、「新潮 45」の発行元の勝訴が確定している。

### b 月刊誌「新潮 45」に掲載された記事の概要

ここで、犯罪及び犯罪にかかわった少年に関する報道について、報道の仕方、実名・仮名による報道、肖像写真の扱い方について、判決文に従って明らかにしていく。

大阪地方裁判所 平成 11 年 6 月 9 日判決が詳細に記述しており、この判決文をもとに、掲載された記事の内容を整理してみよう。[6]

「新潮 45」3 月号の「122 頁から 137 頁の合計 16 頁にわたり掲載された本件記事には、次のとおり、原告の氏名、年齢、職業、住居、容ぼうその他をもって、原告が本件事件の被疑者本人であること

を特定する情報が掲載されている。』

「『軋みを上げている町』と題する項では、原告の住所があり、かつ、本件事件の現場である町の固有名詞を挙げたうえ、その町の風景や原告の住居の位置を描写するとともに、原告が入り浸っていたプレハブ小屋の位置や内部の様子が描写されている。』

「『馬乗りになって幼女をさした男』と題する項には、右プレハブ小屋について、博打好きである原告の祖父が借金のカタに自宅を差し押さえられ、一時期、一家で仮住まいしていた場所であるとの説明を加えるとともに、原告は、一家が引っ越した後も右小屋に居続け、多数の若い女性を連れ込んでいたこと、小屋の外にシンナーの入ったビニール袋が散乱していたことが記載されている。そして、本件事件の状況について描写する中で、原告の実名を記載し、以降の記述においても、原告をすべて実名により表現している。』

「『弟への手紙』と題する項には、原告と養子縁組している原告の祖母の話、「原告が「ものすごい吃り」であること」、「父親に認知されていないことが記載されていた。そして、文中に、原告の中学校卒業時の正面向きの顔写真（縦六センチメートル、横五センチメートル）を実名とともに掲載し、最近の写真に写った原告の容ぼうを髪型等によって描写している。』

「『ポンプが命令するんや』と題する項には、原告が平成9年9月、無免許運転による道路交通法違反の容疑で検挙され、保護観察処分を受け、家庭裁判所に定期的に通い、本件事件当日が最後の面接日であったことが記載されている。』

「『きょうはさみしいねん』と題する項には、平成10年1月6日の晩、原告の祖母がほかの孫3人と寝ていたところ、原告が、「おばあちゃん、さみしいねん」といって一緒に寝たいと懇願し、祖父がそばに来よう言ったので祖父の床に潜り込んだこと、祖父がシンナーを止めるよう諭していた際、祖母は原告に対し、シンナーをとことん吸って死ぬかやめるかのどちらかにしろと言ったところ、原告はもう吸わないと答えていたこと、原告は1月7日の朝から6時間にわたってシンナーを吸い続け、翌8日の朝まで眠らずにいたこと、原告が、8日の朝、壁のポスターに向かってぶつぶつ話していたこと、その後シャワーを浴び、上半身裸のまま調理場に飛び込んできて、流し場の下から包丁を取り出すと、玄関に向かって駆け出していったこと、祖母は直ぐに警察に電話し、原告がシンナーを吸い包丁を持って飛び出していったこと、その1、2分後に本件事件が引き起こされたこと、原告は平成10年2月現在大阪家庭裁判所堺支部で審判を受けており、第1回審判で弁護団が求めている精神鑑定が却下されたこと、検察は犯行事に原告には正常な判断力があつたとして刑事処分が相当との意見であること、少年法20条では、16歳以上の少年は刑事処分できると定められており、家裁がそのように判断すれば原告は再び検察に戻され、地裁で処罰されることになること、未成年であることから5年以上10年以下の懲役刑が科されるのではないかとみられているが、心神喪失や心神耗弱が認められれば、刑罰は大幅に軽減されるか、もしくは無罪もありうると言われていることが記載されている。』

なお、被告らは、なぜ実名報道をし、肖像写真を掲載したかについて、次のようなコメントを記事の末尾に掲載している。

「少年法第61条に則り、すべての報道機関は実名の明示及び顔写真の掲載を自粛しました。そのなかで、あえて小誌が少年法に抵触した理由は次のとおりです。』

「① 早朝、15歳の女子高校生を刺し重傷をおわせた上に、逃げまどう5歳の幼女を殺害し、それをかばおうとした母親まで襲った、という稀に見る残虐非道の犯罪であること。② 犯人は、あと半年で20歳になるにもかかわらず、『19歳少年』と匿名化され、事件の本質が隠されていること。③ 昭和24年に施行された少年法は、著しく現実と乖離していること。④ 以上の論拠について、編集スタッフ及び筆者の全面同意が得られたこと。」により、「ジャーナリズムにたずさわるものとして、小誌はタブーを排し、『事件』の深い取材と分析をすべきだと考えています。」と記載されていた。

## [注]

- [1] 大阪高裁 平成12年2月29日判決、判例時報、1710号、122頁
- [2] 大阪地裁 平成11年6月9日判決、判例時報、1679号、56頁
- [3] 同上、61頁
- [4] 同上、61頁
- [5] 大阪高裁判決、前掲書、125頁
- [6] 大阪地裁判決、前掲書、56,57頁

## 第2節 「大阪・木曾川・長良川連続殺人損害賠償請求事件」

### 1. 「大阪・木曾川・長良川連続殺人事件」の概要

損害賠償事件を引き起こすもととなった殺人事件で、この事件に対する報道が、当論文のテーマにかかわっている。

本事件の実態について、名古屋地方裁判所 平成11年6月30日判決をもとに整理する。本件の犯罪行為の姿を、詳細に明らかにしており、それを知ることは、報道の在り方、事件の公表の程度の評価とかかわっている。

#### ① 大阪事件

「原告(当時18歳)は、平成6年9月28日午前3時ころ、当時19歳の少年1名と共に、大阪市内の路上を通行中の丙川竹夫(当時26歳、以下「丙川」という。)ほか1名にいいがかりをつけて、丙川を、原告らの溜まり場である同市内のマンションの一室に連れ込んだ上、暴行を加えて飯場で稼働させようとしたが不首尾に終わったことから、いずれも当時19歳及び18歳の少年3名と共謀の上、同日午後8時ころ、右部屋で、丙川の首を絞めて殺害した。さらに、原告は、右少年3名及び暴力団組員である丁原梅夫と共謀の上、同日午後10時ころ、同所で、丙川の死体を布団で包んでガムテープで固定するなどし、翌29日、右死体を高知県安芸郡奈半利町の山中に遺棄した。」[1]

#### ② 木曾川事件

「原告(当時18歳)は、いずれも当時19歳の少年3名と共謀の上、平成6年10月6日午後7時30分ころ、愛知県稲沢市で、戊田夏夫(当時22歳、以下「戊田」という。)に対し、頭部、顔面等をビール瓶、ほうきの柄等で殴打するなどの暴行を加え、次いで、翌7日午前1時ころ、

同県中島郡の愛知県木曾川祖父江緑地公園駐車場で、戊田に対し、頭部を殴打し、腹部を足蹴するなどの暴行を加え、さらに、同日午前2時ころ、同県尾西市の木曾川左岸堤防上で、頭部、背部をカーボン製パイプで殴打する暴行を加えて、瀕死の傷害を負わせた。

原告及び前記少年3名は、当時21歳の男性と共謀の上、同日午前2時ころ、戊田を尾西市の木曾川河川敷に遺棄して殺害しようと企て、戊田を同河川敷に蹴り落とし、河川敷雑木林内まで両手足を持って引きずるなどの暴行を加えた上、同所に遺棄して立ち去り、戊田を死亡させて殺害した。」[2]

### ③ 長良川事件

「原告(当時18歳)は、当時19歳ないし21歳の男性4名及び16歳の女性1名と共謀の上、乙原秋夫(当時20歳、以下「乙原」という。)を自動車内に監禁した上、金品を強取しようと企て、平成6年10月7日午後10時ころ、愛知県稲沢市の稲沢グランドボウル駐車場で、乙原を脅迫して、普通乗用自動車の後部座席に乗車させて発進させ、そのころから翌8日午前8時30分ころまでの間、右駐車場から同県江南市の江南緑地公園木曾川左岸グランド駐車場、岐阜県安八郡輪之内町の長良川右岸堤防などを経て、大阪市中央区の路上に至るまで、同車を疾走させるなどして、乙原を車内から脱出不能な状態において不法に監禁した。

原告らは、乙原に対し、同月7日午後10時ころ、稲沢グランドボウル駐車場から江南市に向けて走行中の同車内で、顔面を殴打し、「財布を見せろ」などと申し向け、同日午後10時30分ころ、江南緑地公園木曾川左岸グランド駐車場に停車中の同車内で、顔面を数回足蹴し、さらに翌8日午前2時30分ころ、同県一宮市丹陽町のサークルK「一宮インター店」駐車場に停車中の同車内で、顔面を足蹴にし、頭部を金属製パイプで殴打するなどの暴行を加え、同所から大阪市に向けて走行中の同車内において、「財布を出せ」と申し向けて反抗を抑圧した上、現金約3000円及び財布一個を強取し、その際、右暴行により、乙原に全治約1週間を要する頭部外傷等の傷害を負わせた。

原告は、いずれも当時19歳の少年2名と共謀の上、丙山冬夫(以下「丙山」という。)及び乙山一郎(以下「乙山」という。)を自動車内に監禁して金品を強取した上、殺害しようと企て、同月7日午後9時45分ころ、稲沢グランドボウル駐車場で、右両名に対し、それぞれ顔面を手拳で殴打するなどの暴行を加えた上、同日午後10時ころ、普通乗用自動車後部座席に乗車させて発進させ、そのころから翌8日午前1時ころまでの間、同駐車場から江南緑地公園木曾川左岸グランド駐車場、岐阜県こどもの国駐車場などを経て、岐阜県安八郡輪之内町の長良川右岸堤防まで同車を疾走させるなどして、丙山及び乙山を車内から脱出不能な状態において不法に監禁した。

原告らは、同月7日午後10時ころ、稲沢グランドボウル駐車場から江南市に向けて走行中の同車内で、反抗抑圧状態にあった丙山及び乙山に対し、「財布出せ」などと申し向けて脅迫し、丙山から現金約8000円を強取した上、同日午後10時30分ころ、江南緑地公園木曾川左岸グランド駐車場に停車中の同車内で、顔面を手拳で殴打する暴行を加えた後、翌8日午前1時ころ、前記長良川右岸堤防東側河川敷で、丙山及び乙山に対し、殺意をもって、金属パイプで、頭部、背部等を多数回殴打するなどして、右両名を、多発損傷に基づく組織間出血により失血により死亡させて殺害した。」[3]

原告は、平成7年1月18日に逮捕され、「同年4月28日、戊田を被害者とする傷害、殺人事件（木曾川事件）、乙原を被害者とする監禁、強盗致傷事件（長良川事件）、丙山及び乙山を被害者とする各監禁、強盗殺人事件（長良川事件）で、名古屋地裁に起訴された。また、原告は同年6月8日、丙川を被害者とする殺人、死体遺棄事件（大阪事件）で、大阪地裁に起訴された。」[4]

原告は、「木曾川・長良川事件の平成7年における第2回公判で、殺意、共謀の点を否認していたが、平成10年5月の公判で、右の点について概ね認めるに至った。」[5]

その後、「平成13年7月9日、名古屋地方裁判所において、以下の大阪、木曾川、長良川各刑事事件につき、以下のような罪となるべき事実を認定されて、殺人罪、死体遺棄罪、傷害致死罪、監禁罪、強盗致傷罪、強盗殺人罪により無期懲役の刑を言い渡され」ている。[6]

平成16年5月12日の名古屋高等裁判所差し戻し後控訴審判決が、少年の生い立ち、犯罪歴、近時の生活状況について記しており、報道の在り方の評価に参考となる。このことは、実は読者が犯罪の内容、意味を深く理解する上で、犯罪者の姿を具体的に知ることが重要であることを示している。

「被控訴人は、昭和50年10月23日、大阪市西成区で7人兄弟の第4子として生まれ、極貧の過程で育ち、幼いころから万引き等を繰り返していたが、平成元年初ころ、母親がいわゆる蒸発し、中学2年生のとき、窃盗で補導されて教護院に入院し、中学卒業後、さらに窃盗の罪を重ね、平成2年8月初等少年院に入院し、同少年院入院中の平成3年9月、父親と死別し、同月、同少年院を仮退院して、父親が勤務していた運輸会社に就職したものの、短期間で辞め、職を転々としていたが、さらに、非行を繰り返し、平成4年10月に窃盗、恐喝、傷害、道路交通法違反等の非行により中等少年院に入院し、この間、女性と同棲し、同少年院入院中の平成4年に、同女性との間に男子をもうけ、平成5年9月に同少年院を仮退院後、市内でパチンコ店店員、鉄筋工をして稼働し、平成6年5月同女性と婚姻してその子供を認知したが、その後ホストクラブに勤めて他の女性とも交遊し、夫婦関係がうまくいかなかったことから、同年8月離婚した。また、被控訴人は、暴力団関係者とも交遊していた」[7]

## 2. 「大阪・木曾川・長良川連続殺人損害賠償請求事件」の概要

### a 事件の概要

未成年の時に殺人等を犯し逮捕され、殺人罪などの罪で起訴された男性が、週刊誌「週刊文春」に掲載された記事の中で、その人物が誰か容易に推知することのできる仮名を使用して、その犯行動機、非行歴、交遊関係等を記載し、名誉が毀損され、プライバシーが侵害されたとして、不法行為に基づく損害賠償を求めた事件である。

被告は、「週刊文春」を発行する、株式会社文藝春秋社、及び代表取締役安藤満である。

### b 週刊誌「週刊文春」に掲載された記事の概要

名古屋地裁判決によれば、平成9年7月17日発売の同月24日号の「週刊文春」に掲載された、「『少年』にわが子を殺されたこの親たちの悲鳴を聞け、長良川リンチ殺人、名古屋アベック殺人、山形マット殺人」と題された記事（本件記事1）は、次のようなものであった。「平成6年10月、愛知、岐阜、大阪、高知にまたがる連続強盗殺人がおきた。」「乙山さんと友人1人を鉄パイプや角材減多

打ちにして撲殺、遺体を遺棄した。結局犯人グループは4件の殺人を犯している。」また、被害者乙山の父親が語る会話方式で、長良川リンチ殺人の被告人らに反省の様子がなく、「事件から今日に至るまで、どの被告の保護者からも謝罪の言葉ひとつないんです。」と記載したが、犯人に関しては、「シンナーを媒介に集まった犯人グループ（16歳から21歳までの8人）」、「犯人グループの主犯格Kは昭和50年生まれ（当時19歳）」と記載し、氏名等は記載していない。」[8]

同判決によると、平成9年8月7日号の「週刊文春」は、『『少年犯』残虐』（本件記事2）と題した「長良川リンチ殺人に関する記事を掲載し、原告について「乙埜他朗」という仮名を用い、犯行当時19歳であり、「法廷で着替えて主役を気取る」、「犯人少年には全く反省がない」、「乙山さんは彼らが反省していない証拠の1例に、少年Kから届いた手紙を紹介した。」などと記載」されていた。[9]

### c 4つの判決の流れ

最後に、この損害賠償事件にかかわる4つの判決（名古屋地方裁判所 平成11年6月30日判決、名古屋高等裁判所 平成12年6月29日差し戻し前控訴審判決、最高裁判所 平成15年3月14日上告審判決、名古屋高等裁判所 平成16年5月12日差し戻し後控訴審判決）について、順次、その要点を概略する。

① 第1審の、名古屋地方裁判所（平成11年6月30日判決）は、平成9年7月に発売された「週刊文春」に掲載された記事（本件記事1）については、不法行為責任を否定した。

しかし、平成9年8月7日号に掲載された記事（本件記事2）については、「本件記事2に記載された仮名及び経歴等により、原告が大阪、木曾川、及び長良川事件の犯人であることを面識のある不特定多数の読者は容易に推知できると認められることができる。」「これに対し、全証拠を検討してみても、本件において、事件当時少年であった原告の右事件を起こした本人と推知できるような記事を掲載されない法的利益よりも、明らかに社会的利益の擁護が強く優先される特段の事情があったと認められることはできない。」従って、「少年法61条に反し、原告の名誉、プライバシーを侵害するものであって違法であると認められる。」[10]として、不法行為の成立を認め、損害賠償金30万円など原告の請求を容認した。

② 差し戻し前控訴審（名古屋高等裁判所 平成12年6月29日判決）は、本件記事1については、「一般読者に対し、前記各刑事事件の犯行グループの一員に1審原告が関わっていたことを推知させるものとはいえず、一般読者において、同記事中、仮名で表示されている「主犯格K」が1審原告を指し、同原告に関しての記事であることを認識することは不可能というべきである。」[11]として、1審原告の損害賠償請求を棄却した。

しかし、本件記事2については、「仮名として「乙野忠良」が使用され、それは全くのあて字であるけれども、その音名及び同記事に掲載の「乙野忠良」なる者の経歴並びにその交友関係等を考慮すると、」「1審原告が大阪、長良川各事件の犯人であることを1審原告と面識を有する特定多数の読者並びに1審原告が生活基盤としてきた地域社会の不特定多数の読者は、「乙野忠良」と1審原告の類似性に気付き、これが同原告を指すことを容易に推知できるものと認められるのが相当である。」とした。[12]

その上で、「少年法61条は、憲法で保障される少年の成長発達過程において健全に成長するた

めの権利の保護とともに、少年の名誉権、プライバシー権を保護することを目的とするもの」であり、「本件記事2により前記認定の大阪事件、長良川事件当時満18歳の少年であった1審原告が同事件の犯人（加害者）本人と推知されない権利ないし法的利益よりも、明らかに社会的利益の擁護が強く優先される特段の事情を認めるに足りる証拠は存しない。」[13] 従って、本件記事2は、「少年法61条に違反し、人権侵害行為として、不法行為責任を免れない」ものとした。[14] 本件控訴及び同附帯控訴は、いずれも棄却された。

- ③ 上告審（最高裁判所 平成15年3月14日判決）は、まず、「少年法61条に違反する推知報道かどうかは、その記事等により、不特定多数の一般人がその者を当該事件の本人であると推知することができるかどうかを基準にして判断すべき」[15] であるとして、本件記事2を推知報道であるとした控訴審の認定を否定した。

また、本件記事2が少年法第61条に違反するとした上、同条により保護される少年の権利ないし法的利益より明らかに社会的利益の擁護が優先する特段の事情がないとして、名誉を毀損し、プライバシーを侵害したとして損害賠償責任を認めた控訴審判決は、被侵害利益ごとに違法性阻却事由の有無を、個別具体的に審理判断しなかった違法があったとして、差し戻し前控訴審判決の控訴人の敗訴部分を破棄し、同部分につき名古屋高等裁判所に差し戻した。

- ④ 差し戻し後控訴審（名古屋高等裁判所 平成16年5月12日判決）は、上告審の指摘に基づき、名誉毀損とプライバシー侵害とについて、個別具体的に違法性阻却事由の有無を判断し、いずれも違法性阻却事由を認め、控訴人の敗訴部分を取り消し、被控訴人の請求を棄却した。

以上、2つの損害賠償事件判決の判決文をもとにして、少年の実名・仮名を用いた報道や肖像写真の掲載の経過について整理し、今後さらに検討、分析を行っていくための準備を進めてきた。

また、この検討、分析には、「メディアと子ども (1)」で取り上げた、イギリス、アメリカ合衆国、フランスの実例が参考ともなる。

2つの損害賠償請求事件を問題とする前に、前提となるそれぞれの刑事事件を検討したが、損害賠償請求事件の本質を理解するには、広範に、そして幼いころから事件発生までの期間について、詳しい知識が必要とされていることは疑いない。

このことは、少年法第61条の柔軟な解釈が必要であることを示している。しかし現在の日本のメディアによる表現行為の実態を見ると、これを追求するにはメディア、とりわけ視聴覚メディアの在り方、倫理性が問題となる。少年法第61条はプレス自由の抑制にかかわり、また視聴覚メディアに対する、例えば独立行政機関による規制も表現自由に対する抑制である。従って、この両者を考慮しながら、実名報道や仮名報道を考察していくことが要求されている。

## [注]

- [1] 名古屋地裁 平成11年6月30日判決、判例時報、1688号、153頁  
[2] 同上、154頁  
[3] 同上、154頁  
[4] 同上、154頁

- [5] 同上、154頁
- [6] 名古屋高裁 平成16年5月12日差し戻し後判決、判例タイムズ、No.1198、222頁
- [7] 同上、221、222頁
- [8] 名古屋地裁、前掲書、152頁
- [9] 同上、152頁
- [10] 同上、157頁
- [11] 名古屋高裁 平成12年6月29日差し戻し前判決、判例タイムズ、No.1060、205頁
- [12] 同上、206頁
- [13] 同上、208頁
- [14] 同上、208頁
- [15] 最高裁 平成15年3月14日判決、判例タイムズ、No.1126、100頁